

収穫調査委託契約書（案）

委託者 分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	米代東部森林管理署 収穫調査委託（扇田西地区外）
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額（税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
履行期間	契約締結の翌日から ～ 令和9年2月12日
履行場所	別紙2「調査内訳書」のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲及び乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

甲 秋田県大館市上代野字中岱3番23号
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署長

乙

契約条項

第1条 本契約に関する各種条件は本契約の契約条項の外、令和8年 月 日に交付した、収穫調査委託契約約款、各仕様書及び、図面等によることとする。

第2条 本契約の契約金額及び数量等の内訳は別紙1「契約内訳書」及び別紙2「調査内訳書」のとおりとする。

第3条 本契約の特約事項は別紙3「特約事項（収穫調査委託）」のとおりとする。

契約内訳書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調 査 場 所
収穫調査委託 (扇田西地区外)	43.27	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙2調査内訳書のとおり

調査内訳書

番号	担当区	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	扇田西	国有林	1138に	2.93	1,000	皆伐	100	標準地(簡標)	
2	扇田西	国有林	1138り	0.63	187	皆伐	100	標準地(簡標)	
3	鷹巣	国有林	2052い	2.25	698	皆伐	100	標準地(簡標)	
4	鷹巣	国有林	2052は内	2.07	611	皆伐	100	標準地(簡標)	
5	鷹巣	国有林	2052に内	2.49	708	皆伐	100	標準地(簡標)	
6	鷹巣	国有林	2052へ内	3.13	1,012	皆伐	100	標準地(簡標)	
7	七日市	国有林	2111ほ1	2.51	731	皆伐	100	標準地(簡標)	
8	七日市	国有林	2111へ伐区1	1.24	428	皆伐	100	標準地(簡標)	
9	七日市	国有林	2111へ伐区2	2.58	891	皆伐	100	標準地(簡標)	
10	七日市	国有林	2111と内	0.89	260	皆伐	100	標準地(簡標)	
11	鷹巣	国有林	2582ほ	1.09	616	皆伐	100	標準地(簡標)	
12	濁川	国有林	3011も	1.30	609	皆伐	100	標準地(簡標)	
13	濁川	国有林	3011す3内	2.19	846	皆伐	100	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	
14	濁川	国有林	3011ん1	2.06	670	皆伐	100	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	
15	中滝	国有林	3047ね内	4.90	1,601	皆伐	100	標準地(簡標)	
16	中滝	国有林	3048ほ	2.23	656	皆伐	100	標準地(簡標)	
17	中滝	国有林	3048へ	0.83	240	皆伐	100	標準地(簡標)	
18	中滝	国有林	3052ら内	3.53	1,012	皆伐	100	標準地(簡標)	
19	中滝	国有林	3052ら1内	2.88	826	皆伐	100	標準地(簡標)	
20	止滝	国有林	3058ほ	1.54	489	皆伐	100	標準地(簡標)	
	合計			43.27	14,091				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、米代東部森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。